

## 加齢対応構造等のチェックリスト

【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第1号から第9号に規定する基準】

## 1. 申請事業の内容

 新築
  改修

既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第5条第1項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、法第54条第1号に規定する基準をそのまま適用することが適当でないと思われる加齢対応構造等である構造及び設備については、別紙2②の基準が適用されることがあります。この判断は登録時に登録主体によって行われますので、ご注意ください。

 のある欄は、該当するものを  
 に置き換えてください

 を  に置き換えてください  
 自由欄はなるべく具体的に記述してください
添付資料の  
対応箇所等

## 2. バリアフリー基準への対応状況

住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況		計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
<b>A【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第1号から第8号に規定する基準】</b>				
二 床は、原則として段差のない構造のものであること。	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	B(高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第9号に規定する基準)の1(1)、2(1)、2(3)記載参照	
二 廊下の幅 主たる廊下の幅は、七十八センチメートル以上 (柱の存する部分にあつては、七十五センチメートル以上)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	Bの1(2)記載参照	
三 出入口の幅 主たる居室の出入口の幅は七十五センチメートル以上	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	Bの1(2)記載参照	
浴室の出入口の幅は六十センチメートル以上	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
四 浴室 浴室の短辺は百三十センチメートル以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあつては、百二十センチメートル以上)	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 →	<input type="checkbox"/> 一戸建て以外	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 浴室の短辺 <input type="text"/> cm	
面積は二平方メートル以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあつては、一・八平方メートル以上)	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 →	<input type="checkbox"/> 一戸建て以外	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 浴室の面積 <input type="text"/> m <sup>2</sup>	
五 住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。				
T ≥ 19.5 (T: 踏面の寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	Bの1(3)記載参照	
R ÷ T ≤ 22 ÷ 21 (R: けあげの寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
55 ≤ T + 2R ≤ 65	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
六 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。				
T ≥ 24 (T: 踏面の寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	Bの2(2)記載参照	
55 ≤ T + 2R ≤ 65 (R: けあげの寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
七 以下には手すりを設けること				
便所	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	Bの1(4)記載参照	
浴室	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
住戸内の階段	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
八 階数が三以上である共同住宅の用途に供する建築物には、原則として当該建築物の出入口のある階に停止するエレベーターを設置すること。	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	Bの2(3)記載参照	

住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ		
<b>B【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第9号に規定する基準】</b>					
1 住宅の専用部分に係る基準					
(1) 段差 ※専用住戸内部	イ 日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室及び特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。))を除く。)にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。)内の床が、段差のない構造(5mm以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。)であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。	<input type="checkbox"/> ①～⑥を除く日常生活空間の床に、5mm高を超える段差が生じない <input type="checkbox"/> ①～⑥該当なし <input type="checkbox"/> ①～⑥該当あるが下記のとおり適合 <input type="checkbox"/> ①～⑥該当あり下記のとおり非適合			
	① 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5mm以下としたもの	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 段差があるが左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 段差があり左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 くつずりと玄関外側の高低差 mm くつずりと玄関土間の高低差 mm		
	② 玄関の上がりかまちの段差	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当部位あり			
	③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。以下「勝手口等」という。)の出入口及び上がりかまちの段差	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当部位あり			
	④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差 a 介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。 b 面積が3㎡以上9㎡(当該居室の面積が18㎡以下の場合にあつては、当該面積の1/2)未満であること。 c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること。 d 長辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500mm以上であること。 e その他の部分の床より高い位置にあること。	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当あり 左欄a～e許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当あり 左欄a～e範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 段差部位の面積 m <sup>2</sup> (居室全体の面積 m <sup>2</sup> ) 段差部位長辺の長さ mm 段差部位がその他より <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い		
	⑤ 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差(立ち上がり部分が一の段差をいう。以下同じ。)としたもの又は浴室内外の高低差を120mm以下、またたぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 段差があるが左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 段差があり左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 <input type="checkbox"/> 単純段差 段差の高さ mm <input type="checkbox"/> 手すり設置 浴室内外の高低差 mm <input type="checkbox"/> の場合 またたぎ高さ mm		
	⑥ バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあつては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段(奥行きが300mm以上で幅が600mm以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上であり、かつ、1段であるものに限る。以下同じ。)との段差及び踏み段とかまちとの段差で180mm以下の単純段差としたものに限る。 a 180mm(踏み段を設ける場合にあつては、360mm)以下の単純段差としたもの b 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの c 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたたぎ段差(踏み段を設ける場合にあつては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたたぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 段差なし <input type="checkbox"/> 段差があるが左欄a～c許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 段差があり左欄a～c範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 段差の種類 <input type="checkbox"/> 単純段差 <input type="checkbox"/> またたぎ段差 手すり設置 <input type="checkbox"/> 設置済み <input type="checkbox"/> 設置可能 <input type="checkbox"/> なし 踏み段有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1段 <input type="checkbox"/> 2段以上 踏み段寸法 奥行き mm 幅 mm かまちとバルコニーとの段差 mm 踏み段とかまちとの段差 mm バルコニーと踏み段との段差 mm 踏み段とバルコニー端との距離 mm		
	ロ 日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。		<input type="checkbox"/> ①～⑥を除く日常生活空間外の床に段差なし		
	① 玄関の出入口の段差				
	② 玄関の上がりかまちの段差	<input type="checkbox"/> 基準範囲内で適合 →			
③ 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差	<input type="checkbox"/> 基準範囲を超え非適合 →	<input type="checkbox"/> ①～⑥該当なし <input type="checkbox"/> ①～⑥該当あるが許容範囲内 <input type="checkbox"/> ①～⑥該当あり許容範囲を超え非適合			
④ バルコニーの出入口の段差					
⑤ 浴室の出入口の段差					
⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差					

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ													
(2) 通路及び出入口の幅員	イ 日常生活空間内の通路の有効幅員が780mm(柱等の箇所にあつては750mm)以上であること。	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 通路の有効幅員                    mm 柱等の箇所の有効幅員           mm														
	ロ 日常生活空間内の出入口(バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。)の幅員(玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあつては建具の厚み、引き戸にあつては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が750mm(浴室の出入口にあつては600mm)以上であること。	<input type="checkbox"/> 左欄をみたくして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたくさず非適合 →	出入口の有効幅員                    mm 浴室出入口の有効幅員                mm														
※専用住戸内部	住戸内の階段の各部の寸法が次の各式に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設置されている場合にあつては、この限りではない	<input type="checkbox"/> 住戸内に階段はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階段があるがホームエレベーターも設置	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配                    /														
	イ 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。 ロ 蹴込みが30mm以下であること。 ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあつては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 ① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分	<input type="checkbox"/> 階段があり左欄をみたくして適合 → <input type="checkbox"/> 階段があるが左欄をみたくさず非適合 →	けあげの寸法                    mm 踏面の寸法                    mm ※(けあげ)x2+(踏面)=                    mm 蹴込みの寸法                    mm														
(3) 階段	<input type="checkbox"/> 回り階段ではない <input type="checkbox"/> 以下に該当しない回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄①に該当する回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄②に該当する回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄③に該当する回り階段																
※専用住戸内部	イ 手すり、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあつては、日常生活空間内に存するものに限る。	<input type="checkbox"/> 全空間で適合または該当しない <input type="checkbox"/> 部分的に非適合あり <input type="checkbox"/> 適合がない															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(い)</th> <th>(ろ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空間</td> <td>手すりの設置の基準</td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあつては、この限りでない。</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>立ち座りのためのものが設けられていること。</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>浴槽出入りのためのものが設けられていること。</td> </tr> <tr> <td>玄関</td> <td>上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。</td> </tr> <tr> <td>脱衣所</td> <td>衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。</td> </tr> </tbody> </table>	(い)	(ろ)	空間	手すりの設置の基準	階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあつては、この限りでない。	便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。	玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	<input type="checkbox"/> 住戸内に階段はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階段があるがホームエレベーターも設置 <input type="checkbox"/> 階段があり左欄をみたくして適合 → <input type="checkbox"/> 階段があるが左欄をみたくさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配                    1 / 手すりの設置                    □ 片側                    □ 両側 手すりの踏面からの高さ                    mm
(い)	(ろ)																
空間	手すりの設置の基準																
階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあつては、この限りでない。																
便所	立ち座りのためのものが設けられていること。																
浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。																
玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。																
脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。																
(4) 手すり	ロ 転落防止のための手すり、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。	<input type="checkbox"/> 全空間で適合または該当しない <input type="checkbox"/> 部分的に非適合あり <input type="checkbox"/> 適合がない															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(い)</th> <th>(ろ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空間</td> <td>手すりの設置の基準</td> </tr> <tr> <td>バルコニー</td> <td>①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さの様に設けられていること。 ②腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあつては、腰壁等から800mm以上の高さの様に設けられていること。 ③腰壁等の高さが300mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さの様に設けられていること。</td> </tr> <tr> <td>2階以上の窓</td> <td>①窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上800mm未満の場合にあつては、床面から800mm(3階以上の窓にあつては1,100mm)以上の高さの様に設けられていること。 ②窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあつては、窓台等から800mm以上の高さの様に設けられていること。 ③窓台等の高さが300mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さの様に設けられていること。</td> </tr> </tbody> </table>	(い)	(ろ)	空間	手すりの設置の基準	バルコニー	①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さの様に設けられていること。 ②腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあつては、腰壁等から800mm以上の高さの様に設けられていること。 ③腰壁等の高さが300mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さの様に設けられていること。	2階以上の窓	①窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上800mm未満の場合にあつては、床面から800mm(3階以上の窓にあつては1,100mm)以上の高さの様に設けられていること。 ②窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあつては、窓台等から800mm以上の高さの様に設けられていること。 ③窓台等の高さが300mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さの様に設けられていること。	<input type="checkbox"/> 該当部位なし → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたくさない →	<input type="checkbox"/> 住戸内にバルコニーなし <input type="checkbox"/> 存在するが外部からの高さ1m以下 <input type="checkbox"/> 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 腰壁等の高さ                    mm 手すりの腰壁等からの高さ                    mm 手すりの床面からの高さ                    mm						
(い)	(ろ)																
空間	手すりの設置の基準																
バルコニー	①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さの様に設けられていること。 ②腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあつては、腰壁等から800mm以上の高さの様に設けられていること。 ③腰壁等の高さが300mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さの様に設けられていること。																
2階以上の窓	①窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上800mm未満の場合にあつては、床面から800mm(3階以上の窓にあつては1,100mm)以上の高さの様に設けられていること。 ②窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあつては、窓台等から800mm以上の高さの様に設けられていること。 ③窓台等の高さが300mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さの様に設けられていること。																
※専用住戸内部	<input type="checkbox"/> 該当部位なし → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたくさない →	<input type="checkbox"/> 住戸内に窓なし <input type="checkbox"/> 存在するが外部からの高さ1m以下 <input type="checkbox"/> 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 窓台等の高さ                    mm 手すりの窓台等からの高さ                    mm 2F: 手すりの床面からの高さ                    mm 3F以上: 手すりの床面からの高さ                    mm															







住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(3) エレベーター	ハ 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当しない→ <input type="checkbox"/> 高低差があるが基準対応して適合 <input type="checkbox"/> 高低差あり基準未対応で非適合	<input type="checkbox"/> エレベーター設備がない <input type="checkbox"/> 高低差がない	
	① 勾配が1/12以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が900mm以上であるか、又は、高低差が80mm以下で勾配が1/8以下の傾斜路若しくは勾配が1/15以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が1,200mm以上であること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたまらず非適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差 [ ] mm <input type="checkbox"/> 傾斜路と段の併設で対応 (③に記述) <input type="checkbox"/> 傾斜路のみで対応 設けた傾斜路勾配 1 / [ ] 設けた傾斜路有効幅員 [ ] mm	
	② 手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 手すりを設置して適合 → <input type="checkbox"/> 手すりの設置がなく非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの床面からの高さ [ ] mm	
	③ 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イの①から④に掲げる基準※に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	設けた傾斜路有効幅員 [ ] mm 設けた段の有効幅員 [ ] mm	
	※ (2)イ ①から④ ① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。 ② 蹴込みが30mm以下であること。 ③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。 ④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたして①②適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまらず①②非適合 → <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたして③④適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまらず③④非適合 →	けあげの寸法 [ ] mm 踏面の寸法 [ ] mm ※(けあげ)x2+(踏面)=[ ] mm 蹴込みの寸法 [ ] mm 最上段食い込み <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 最下段突出部分 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの踏面からの高さ [ ] mm	

本書類の作成者	氏名			作成者は、都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限ります。なお、応募時の共同申請者でなくとも差し支えありません。  建築士資格の種類と登録番号を明記してください  建築士事務所の名称と所在地、電話番号等を明記してください
	資格	建築士免許の種類	登録番号	
		建築士事務所の名称	登録番号	
	所属事務所	住所		
電話				

以下の欄は、既に登録を受けている建物について、登録の更新の申請に際し、登録申請時から変更がない場合に限り使用してください。  
 登録の更新を受けようとする建物の状況は、 年 月 日時点で、上記のとおりであることを誓約します。